

# 薩摩侵攻400年～先島（宮古）から考える

宮古島市総合博物館協議委員 仲宗根將二

## はじめに

14世紀以前の宮古・八重山は、他のどの王権にも服属することなく、「自立」した一つの文化圏を形成していたものとみなされる。1390（洪武23）年、宮古の与那覇勢頭豊見親が初めて中山に朝貢したが、あくまで儀礼的な関係であり、宮古の「自立」した体制を損なうほどのものではなかったであろう。1500（弘治13）年、八重山のオヤケアカハチらを制圧して王国の影響は強まる（「百浦添欄干之銘」1509年）が、それでも直接統治に乗りだすことはなく、八重山の統治者は王府派遣の役人ではなく、宮古の仲宗根豊見親の二男、ついで三男を配置している。1522（嘉靖元）年、仲宗根豊見親の嫡子・仲屋金盛の王府の逆鱗にふれる不祥事によって、統治者としての地位はおろか、一族存亡の危機に瀕し、宝剣「冶金丸」と宝珠の献上（「国王頌徳碑」1522年）で、統治権を委譲し、初めて琉球王国の版図に入ったであろうと考えている。同年、豊見親の四男・玄屯が初めて平良大首里大屋子に叙任されている（「忠導氏正統家譜」）。宮古で首里王府名を冠した初の叙任であり、統治者への宮古独自の尊称である「豊見親」の終焉である。

1609（慶長14）年、江戸幕府の同意を得た薩摩藩の琉球侵略によってさらに様相は一変する。奄美諸島は割譲されて薩摩藩の直轄領とされ、残る沖縄・宮古・八重山のみで王国体制がはかられる。その結果、宮古・八重山はそれ以前、古琉球の、王府任命による在地役人の間接統治から、王府派遣役人による直接統治へと変わっていく。輪番制で在番・同筆者、僧侶、医師、講解師、検見使者・同相附らが派遣されて常駐し、在地役人の指揮監督に当たっている。その間、異国船の来着など、事あるごとに使者が往還して、時に親方級の大型検使が派遣され、幕藩体制—薩摩藩支配下の、王国経営の貢租確保、資源供給地とも言える役割を負わされている。宮古・八重山の民衆は、薩摩—琉球の二重支配下におかれているが、両者を背景にした在地役人の民衆への専横は、「三重支配」の觀さえ抱かせるものがある。2009年は薩摩藩が1609（慶長14）年、琉球王国を軍船100余隻、3000の兵で制圧して400年、節目の年である。

## 1. 統治体制の強化

琉球王国を侵略した薩摩藩は、尚寧王を捕虜にし、薩摩から駿府、江戸へと連行した。その一行の中に、「御物宰領」として上国していた宮古の國仲与人武佐もいた。2年余にわたる王一行との苦楽を評価したのであろうか、新設の初代砂川大首里大屋子に叙任されている。これで、在地役人の最高位である大首里大屋子（頭）は、平良・下地に加えて三員制になつ

た（八重山は1628年から三員制）。三頭合議による宮古統治の上に王府派遣在番が君臨することになる。一方では古琉球の名残りであろうか、頭は宮古（＝八重山）出身者が八重山（＝宮古）の頭になることもあったが、いつか宮古（＝八重山）に固定され、また、多良間島の役人は多良間島出身者で占めていたのが、平良の藏元から単身輪番で派遣される仕組みに変わっている。

### （1）石高と貢租

1611（慶長16・万暦39）年、薩摩藩は琉球全域の検地を終えて、直轄領とした奄美諸島を除く琉球王国の石高を8万9086石余とした。1629（寛永6）年、宮古に6000石余の違算があったとして総石高を8万3084石余に減じている。このうち宮古は1万1288石余であるが、この間の違算分の行方や貢租は定かでない。

1619（万暦47）年、首里王府は宮古・八重山の各村に「績織房」（苧績屋）を設置している（「球陽」）。薩摩侵略以前、宮古の王府への貢租は織物中心であり（僧袋中「琉球往来」：横山重『琉球神道記』1936年）、「貢布」重視の施策とみなされる。

1625（天啓5）年、玉那霸親雲上が来島して、高1石につき、1斗8升9合8勺5才の代懸（率）とし、納粟2154石余、このうちから必要分の反物を買い上げた（「里積記」「御財制」）。

1635（寛永12・崇禎8）年、盛増831石余、上木高339石余の加増で、石高1万2458石余、貢租3367石余、このうち反布納2216石余（「里積記」）。

1637年、頭懸（人頭税）に改め、数え15歳以上、50歳未満の男女に賦課。人位：上・中・下・下々の4段階、村位：上・中・下の3段階、貢布は上・中の2段階とし、人位と村位の組み合わせで貢租額を定めた。最高負担率は14（布は12）、順次2分下げて下位負担率は4である（表参照）（「里積記」「御財制」）。以後260余年、宮古・八重山は収入や財産に関わりのない、人を租税対象とする「人頭税社会」である。

20年ほど前、「消費税」が導入されたとき、「現代の人頭税」と酷評されたのは、人頭税が貧富に関りなく収奪する不公平税制であり、その再来とみなされたからであろう。

貢租

村位 人位	上	中	下
上	14	12	10
中	12	10	8
下	10	8	6
下々	4	4	4

貢布

村位 人位	上	中
上	12	10
中	10	8
下	8	6
下々	4	4

1659（順治 16）年、人口や生産に関係なく、定額頭懸（定額人頭税）となる（「里積記」）。

1711（康熙 50）年、人位はこれまで役人の見立てであったが、年齢区分に改める。上：21～40歳、中：41～45歳、下：46～50歳、下々：15～20歳である（「里積記」「御財制」）。役人の見立てが具体的にどのようなものであったか定かでない。

1727（享保 12、雍正 5）年、盛増 458 石余で、石高 1 万 2917 石余（「里積記」）、貢租 4599 石余（栗納 1939 石余、反布納 2659 石余）となる（「沖縄旧慣租税制度」）。しかし、貢租はあくまで首里王府ひいては薩摩藩への貢租であり、このほか近世を通して「所遣」として、蔵元並びに村番所の運営費と役人給与をほぼ同程度負担していたであろうことが、近代史料

（「沖縄県宮古島々費輕減及島政改革建議書」1894 年、ほか）等からうかがえ、実際の民衆負担は貢租の倍近いものがあったであろうことがうかがえる。

## （2）在番等王府役人の常駐

1629（崇禎 2）年、首里王府は初めて宮古在番として喜舎場親雲上を派遣した。以来王府派遣の在番が単身 2 カ年常駐し、王府の基本施策にそって、三頭を頂点とする在地役人の指揮監督に当たるようになる（「宮古島在番記」）、（八重山在番は 1632 年から常駐）。従前の在地役人による間接統治から、王府の直接統治への移管とみなされる。

1637 年、在番二員制となる（同上）。

1647（順治 4）年、「定納布品惡敷有之」の廉で在番二員、頭三員免職となる（同上、「白川氏正統家譜」）。この年より在番三員制となる（同上）。首里王府、ひいては薩摩藩の貢布重視の施策を示すものであろう。

1667（康熙 6）年、理由は不明だが「不届ノ有之」頭三員免職される（「宮古島在番記」）。王府が意図するほどに統治が順調でなかったことを示すものであろうか。

1678 年、恩納親方一行 6 人「宮古島御仕置ノ義ニ付」来島している（同上）。同年、在番三員のうち二員は筆者に改め（「球陽」）、以後 1879（明治 12）年の廃藩置県まで踏襲している。業務分掌を明分化したのであろうか。

「御仕置」のための大型検使はこののち、1767（乾隆 32）年、漢那（のち与世山）親方一行 8 人、1856（咸豐 6）年、翁長親方一行 7 人、1873（同治 12）年、富川親方一行 9 人が来島している。そのつど数ヶ月にわたる長期滞在で、幕藩体制下の王府施策の一層の徹底を期して総合的な監察を行っている。帰任後、貢租確保等に直結するものであろう、役人の民衆抑圧の様々な不正行為等を具体的に指摘して、綱紀肅正、冗費節減、百姓の生産督励など詳細にわたる「規模帳」や「農務規模帳」等を評定所の裁可をへて発給している。

1729（雍正 7）年、首里王府は首里・那覇に遅れること 40 年、再三にわたる地元頭らの要請に応えて、宮古・八重山の役人に系団の所持を認可した。統治者たる土身分（系持ち）と生産者たる百姓身分（無系）を明確にした。系持ちは役人への予備軍であり、無系は余程の例外でもない限り生涯百姓身分のままである。施政の府たる蔵元並びに村番所の定員は限

られており、この狭き門への登用、昇任等の仕組みそのものが一層役人の腐敗を生じさせ、綱紀の肅正を指弾される一つの大きな要因となっていたと言える。

### (3) 開墾と新村の創設

近世を通じて開墾が奨励され、16 の村が新設されている（「球陽」ほか）。各村には平良の蔵元から首里大屋子（もしくは与人）、目差、耕作筆者、杣山筆者らの役人が各 1 員（主要な村には他に仮筆者も加配）、ほど 2 ~ 3 年の任期替えで配置されている。これらの役人は免租と名子抱えの特権を持っており、役人の増員は必然的に百姓の負担を過重にさせる。さらに平良五箇村（東仲宗根・西仲宗根・荷川取・西里・下里）以外は曖<sup>あつかい</sup>村に単身赴任し、村番所敷地内に住居を構えることを義務づけられており（「与世山親方宮古島規模帳」）、その分、貢租・所遣以外にも様々な形で、百姓の負担は増大していたことであろう。生産増ひいては安定的な貢租等の確保を至上課題とする新村の創設であろうが、結果的に民衆に窮迫をもたらす要因の一つにもなっていたであろう。

1686（康熙 25）年	川満村（「浦島」跡地に新設）・佐和田村（嵩平山隣に新設）
1714（〃 53）年	嘉手苅村（「久場嘉」跡地に新設）・大浦村（旧村跡地に新設）
1716（〃 55）年	野原村（「大嵩」跡地に新設）・保良村（旧村跡地に新設）
1725（雍正 03）年	長間村（「西銘・飛鳥」跡地隣に新設）
1727（〃 05）年～37（乾隆 02）年	西里村（下里村を南北に二分）
〃（〃 05）年～53（〃 18）年	比嘉村
1731（〃 09）年～50（〃 15）年	新城村
1737（乾隆 02）年	国仲村設立（池間村より分村）
1766（〃 31）年	仲地村（伊良部村より分村）・長浜村（佐和田村より分村）
〃	前里村（池間村を東西に二分）
1874（明治 07）年	西原村（池間村より分村）・福里村（西里村最寄りより新設）

（「球陽」「雍正旧記」「宮古島在番記」ほか）

### (4) 名子の増大

古琉球以来、宮古特有の慣習として、役人は「名子抱え」が公認されていた。頭は 8 人、大安母・首里大屋子は 7 人、与人は 6 人、目差は 5 人、若文子は 4 人、……というぐあいである（「沖縄県旧慣制度」1895 年）。名子は役人に隸属させられる百姓で、その負担すべき貢租等は抱え主の負担となっているが、実際には守られず、その分、その村の百姓が負担させられたようである。さらに役人によっては規定以上に名子を抱える者もいて、一層百姓の負担を過重にさせている。

諸家の「家譜」には名子抱えの増大の記述が頻出するが、1840（道光 20）年には規定以上に増大した男女の名子 600 人余をそれぞれの村に帰している（「白川氏支流家譜（寄川）」：『平良市史』第 8 卷 1988 年）。それでも奏効しないのであろう。わずか数年後の 1846 年に

は 3300 人余に増大して「百姓相減諸御用向弁達方及難儀村々漸々疲行候」ゆえ、1550 人余を村へ帰したと明記されている（「白川氏支流家譜（大味俵）」：『平良市史』第 3 卷、1981 年）。

1879（明治 12）年、廃藩置県後も「旧慣温存期」のせいか名子の増大はおさまらず、役人の定数から導き出される名子の定数は「1802 人」であるが、1894 年、県の内訓で名子制が廃止されたとき、「実数ハ殆ト 3000 人ニ達」していたと記録されている（「一木喜徳郎取調書」：『平良市史』第 4 卷、1978 年）。役人の恣意的名子抱えの増大は必然的に残された村の民衆を一層窮屈させたことであろう。

## 2. 綱紀の乱れと民衆

近世末期には相次ぐ暴風、旱魃、疫病、飢饉などの天災が頻発して、民衆は苦境に呻吟していたが、貢租の取り立ては厳しい。近代史料では士族の滞納分は数年後には今でいう「不納欠損」で処理されるのに、百姓には容赦なく家財処分までして納付させる有様である（笠森儀助『南島探験』1893 年）。近世にあってはもっと厳しい差別がなされたことであろう。くわえて役人の綱紀は乱れ、不正は頻発する。忍耐には限りがある、たまりかねて首里王府に直訴するもの、なかには役人の中からさえ薩摩藩在番に訴えようとするものも出る。ムシロ旗こそ掲げないが「百姓一揆」とみなす研究者もいる。

### 1849（道光 29）年 割重穀事件

曖昧<sup>あつかい</sup> 村の百姓から規定以上に割り増し徵収し、着服する者が現れた。放置すれば暴動が起これ役人全体の責任が問われかねない。調査の結果、関係者は数十人にのぼり、うち 13 人には王府から上国への命が出されたが、病気と称して出頭を拒んだ。祥雲寺の僧侶が事情説明に出向いたりしたが、翌 50 年、13 人は免職のうえ流罪にされた（『平良市史』第一巻通史編 1、1979 年）。

### 1854（咸豐 4）年 多良間騒動

多良間島では役人の不正はおさまらず、5 人の百姓は小舟で渡航し、王府に直訴した。役人が派遣され、三ヶ月に及ぶ調査の結果、不正の事実は明白となった。その功で 5 人は表彰されたが、役人の巻き返しにあったのである、のち 1 人を除く 4 人は「横暴」になったとして 表彰を取り消され流罪にされている。多良間では「アカウメー事件」として伝えられている（『多良間村史』第一巻通史編、1990 年）。

### 1860（咸豐 10）年 落書事件

58 年、来島中の検見役の宿所に王府批判の投書があったが、表沙汰になることなく終わった。2 年後の 60 年夏、今度は薩摩商人に託して那覇在薩摩藩在番奉行に届けられた。

この訴状を知った王府は重大な反逆罪として犯人究明に乗りだした。その内容は王府施政を批判し、宮古は言語、祖先の由来ともに大和（薩摩）に近く、住民は大和の直接支配を歓迎しない者はいないであろうというものである。

一、琉球は小国にして大国の間に介在し、諸政行ひ難く常に財政窮乏し、上はこれ下を恵まず、下はこれ貢納に急にして自ずから困憊す。治績粵に挙がらず、庶民政に安んずる能わず、偏に大国に皈趨附庸の急なるを覚ふる也。

一、当島は往古自立の政を行ひ來りしも、用語と言ひ先祖の由来と言ひ寧ろ大和に近きものなれば、下々の者皆大和を以て親國と云ひ、これに皈するを喜ばずと云ふ者あらざる也。

一、希くは此の素懐を大和親國の高官に致し、談合折衝の宜しきを得、悪政に困弊する島民を公道の下に救い給はば、衆庶靡然として聖天の徳化に服すべきや必せり。云々

(慶世村恒任『宮古史伝』1927年)

前任島尻与人恵教ほか4人が捕らえられ、主犯恵教は3年牢込めのち見せしめであろう、市中引き回しの上、平良の西郊パイナガマで処刑された。その家族と共に犯者4人はそれぞれ流罪となった。恵教は捕り方に家を包囲されたとき、動すことなく衣服を改めて、母親並びに妻と別離の宴を催し、「誅せられても悔ゆる所は更にない、何れも悲しむまいぞ。世は遠からず我が言の如く大和の御代となるであろう」と言って縛についたという(『宮古史伝』)。ごく一部とはいえ、役人でさえ極刑覚悟で行動せざるを得ないほどに民衆は貧苦にあえいでいたといえよう。

### 3. 台湾遭害事件と台湾出兵

1871(明治4)年旧10月18日、貢租を納めて那覇から帰途についた宮古行き2隻、八重山行きの2隻は、途中慶良間で風待ちしたのち出航したが、暴風にあって散り散りになった。八重山行きの1隻は行方不明、他の1隻は11月11日台湾南西部に漂着し、乗員46人のうち30人は救助されたが、天然痘のため1人は台湾で、10人は福州で亡くなった。

宮古行きの1隻は宮古東海岸に漂着したが、平良頭玄安ら69人の乗る他の1隻は11月6日台湾東南部に漂着した。上陸のさい3人は溺死し、66人は人家を求めてさよううち54人(このうち43人宮古)は現地人に殺害され、12人(うち5人宮古)は在台湾清国商人に救助され、福州をへて翌72年6月7日那覇に帰っている。

この報に接した明治政府は、琉球を日本領であると対外的に認知させる好機ととらえた。報復のための台湾出兵を正当化するために、72年9月、琉球国を琉球藩として外務省(のち74年7月、内務省)の管轄におき、清国政府との交渉の過程で宮古住民らを殺害した「生蛮」は「化外の民(地)」であるとの言質を取りついている(金城正篤『琉球処分論』1978年)。

74年5月、陸軍中将西郷従道を都督とする台湾出兵は軍艦4隻、3,600余の兵員で強行さ

れ、その戦後処理では、議定書に殺害された 54 人を「日本国属民」と明記させることで、琉球は事実上日本領であると認めさせている（同上）。この台湾出兵は近代日本が日清・日露両戦争に先立つ初の海外出兵である。

#### 4. 廃藩置県と「サンシー事件」

1879（明治 12）年 4 月、廃藩置県にさいして宮古には石川警部ら警察官 10 余人が来島し、在番仮屋を接收して警視派出所を開設した。首里王府派遣在番らを免官して、在地の諸役人は従前通り執務するように通達した。しかし頭を中心に役人、一般民衆に至るまで県政に協力しない旨の血判署名をして、執務を拒否した。たとえ抜刀して脅かされても協力しない、違反者は死罪、その妻子は流罪という厳しい誓約である。

下里村の下地仁屋利社は在留那覇人のすすめで同年 7 月通訳兼使丁として派出所に勤めたために、裏切り者としてわずか二週間後にリンチにあい殺害された。8 月、那覇本署から園田警視補は警部 4 人と、45 人の巡回を帯同して来島し、血判署名を主導した頭ら主要役人と直接手を下した下手人ら 13 人を那覇へ連行した。裁判の結果 6 人が 1 ~ 5 年（減刑されて 4 年）の刑に処せられた。宮古を去るに当たって園田警視補は役人や民衆を集めて、「古琉球」は「鹿児島藩」に「貢納」していたなど、4 つの理由を挙げて、琉球は「古来より日本の属島」であった。今や「旧藩王父子」は華族として「朝命を遵法し勤勉せらるるに」このような挙動に出るのは「旧藩王に対しても亦其罪軽きに非ざるべし」と告諭している（『東京日々新聞』1879.9.20）。

「サンシー事件」とは利社の綽名という向きもあるが、宮古方言では賛成の意であり、一般には新県政に賛成したところからきた呼称とみなされている。利社は日ごろから港近くで小屋掛けして船舶の乗員や旅行者相手の店に出入りして、那覇などの言葉にかなり通じていたと伝えられている。

なお園田警視補らを運んだ大有丸の船長井上新右衛門は那覇出港前既に感染していたのであろう、宮古寄港中にコレラを発病した。宮古初のコレラは猛威を振い、日に 100 人余も死去している（「宮古島役所沿革小誌」）。

#### 5. 「分島問題」

明治政府は琉球藩設置後の 1875（明治 8）年 5 月、清国への朝貢及び使節派遣、琉球への冊封差し止めなどを通達した。琉球藩は従前同様の関係を求めて陳情、嘆願を重ねたが明治政府は一顧だにしない。清国の明治政府への抗議に対しても「琉球の処分は日本の内政の問題」だと取り合わない（金城正篤『琉球処分論』）。いわゆる脱清人らの陳情等もあって清国の明治政府への抗議は 72 年廃藩置県後もつづいた。

同年 5 月、米国の前大統領グラントが世界旅行の途次清国に立ち寄ったさい、清国政府は日本への斡旋を要請した。7 月来日したグラントとの会談をへて、日清両国間の交渉は開始

された。その結果、三分割案等をへて、最終的には二分割—沖縄島以北は日本、宮古・八重山は清国の管轄となる、代わって日本は 71 年に締結された日清修好条約に「日本を最恵国待遇」とする条項を追加することで妥結した。

日本は清国内部での欧米並みの通商権を得る代わりに、宮古・八重山は清国にゆだねるというものである。しかし最終的には清国側の国内事情—ロシアとの国境問題等による引き延ばしで調印できず成立していない。当時この「琉球処分」から「分島問題」に至る一連の政治的展開について、直接の当事者であるはずの宮古・八重山で幾人の民衆が知っていたであろうか。おそらく一人もいなかったのではないか。

## 6. 人頭税廃止運動

強権による廢藩置県のため、初期県政は旧支配層への配慮から旧慣温存政策がとられた。そのため統治の基本ともいべき地方制度や土地制度、税制等は旧来のままであり、民衆の生活は改善されない。置県直後に先島を巡回した上杉県令も民衆の窮迫状況について次のように記している。

「……古来平民ハ筆算等ヲ習ラシムルコトヲ制禁シタルモノノ如クニシテ、今現ニ平民ニシテイロハノイノ字ヲ知ルモノナク、又当時小学校開校已來平民ノ子弟ニテ入校セシ者一人モナク、士族モ又タ平民ト伍スルヲ好マス、固ヨリ度外ニ放棄シテ万々席ヲ同スル等ノコトナシ、士ハ遊食シ民ハ压制ニ勞苦ヲ以テ常ト為ス、且ツ隨テ士民貧富ノ別アリ、今日平民ノ情況タルヤ豚児ヲ懷ニシ蓄犬ト座ヲ同フスル、固ヨリ怪ムニ足ラス、居ルニ床ナク寝ルニ衾ナシ、其家屋僅ニ雨露ヲ凌クニ止ルノミ、其現況実ニ名状スヘカラス、……」

（「上杉県令先島巡回日誌」1882 年 『平良市史』第 4 卷）。

しかし置県後は、役人、教員、商人など人の往来はくらべようもないほど増加する。人とともに様々な知識、情報等が入ってくる。民衆はこれまでになく自らを客観視し得る新たな状況を迎えたのだ。

明治 20 年ごろから宮古民衆の「島政改革」「人頭税廃止」を要求する運動が始まった。城間正安（那覇）、中村十作（新潟県）ら指導者の登場で運動は一層高揚していく。旧来の特権を失うことに激しく抵抗する旧支配層の強硬な妨害を撥ねのけて、宮古島役所、県庁との交渉をへて、政府並びに貴・衆両院議会請願へと発展した。1893（明治 26）年 11 月、城間、中村と西里蒲（福里）、平良真牛（保良）の代表 4 人は農民のカンパと私財を投じて上京している。十作の弟十一郎と、のちに「実業之日本社」をおこす同郷の友人・増田義一らの全面的な協力を得て、新聞社を歴訪して世論の喚起を求め、さらに各大臣はじめ政府要路の私邸を歴訪して宮古民衆の窮状を訴えた。「沖縄県宮古群島の惨状」（郵便報知新聞）、「沖縄県下宮古島民苛政に苦しむ～琉球の佐倉宗五郎上京す」（読売新聞附録）、「沖縄県宮古島の惨状」（毎日新聞・二六新聞）、「沖縄県宮古島の窮状」（東京日々新聞）、「宮古島島民内務

省に出頭す」（読売新聞）など、東京の各新聞は連日宮古農民代表の請願行動を支持し報道した。請願の趣旨は次の 3 点である。

一、島政ヲ改革シテ役員を減シ以テ負担ヲ輕減スル事

一、人頭税ヲ廢止シテ地租ト為ス事

一、物品ヲ以テ納税スルヲ廢止シテ貨幣ヲ以テ納税スル事

ときは日清戦争の前夜であり、その真只中である。この時期末だ沖縄県民は国政参加を認められていない。軍事優先の国会は 2 回解散、2 回の総選挙をへて 95 年 1 月、「沖縄県宮古島々費輕減及島政改革請願書」は貴・衆両院議会で可決された。同時に貴族院では議員発議で「沖縄県政改革建議案」も可決された。97 年「間切島吏員規定」等の公布をへて、99 年、土地の帰属を確定する土地整理事業が始まり、1902 年 12 月、260 余年宮古・八重山の民衆を苦しめた「人頭税」は廃止された。翌 03 年から他府県同様の税制度が適用された（沖縄本島は翌 04 年から）。真の意味での沖縄県の近代化の始まりである。

もとより日清戦争の真只中とあって、国会論議でも出ているように、沖縄県の民心の安定と、南の国境線の防衛問題は密接に関わっての可決である。しかしそのことによって宮古農民の「島政改革・人頭税廃止」運動の果たした役割がいささかも低められてはならないであろう。

## 7. 二つの「顕彰」

かつて「自立」していたであろう宮古・八重山は、琉球（中山）王国に入貢したことで、のちの歴史家をして「国勢始強」（「中山世譜」）、「中山始強」（「球陽」）と明記させ、「宝剣」（治金丸）献上で琉球王国の版図に入ったときには、国王の治世を讃える「国王頌徳碑」（1522 年）を首里城外に建立させるほどに、宮古・八重山は重要な位置を占めていた。

薩摩藩の侵略で幕藩体制に入った近世琉球では、人頭税社会として、薩摩—琉球の二重支配下におかれている。その二重構造下における在地役人の民衆への対応は限られた史料からさえ「三重支配」といっても過言ではないような民衆像がみえてくる。

近代日本にあっては、初の海外出兵が宮古の貢納船遭難に起因し、琉球藩（王国）の廢藩置県を急がせる要因をなしている。国家権力にとってはそれほど重要な地域かと思わせる反面、今度は公然と切り捨てる「分島問題」である。国家権力の民衆不在の非情さ、ご都合主義をあからさまにみせてくれる。

宮古はその後とも求めずして 2 度も国家権力に翻弄されている。どちらも教育の場を通してである。一つは、1905（明治 38）年、日露戦争中、日本海海戦を直前にして、宮古の 5 人の若者がサバニで海路往復およそ 260 キロメートル余の石垣島に渡り、「ロシア艦隊発見」を大本営に通報させられた。海軍の哨戒艦による通報より遅れたということで当時はさほど話題にされなかったようだが、昭和初期、「遅かりし一時間」の題で中等学校の国語科教科

書に掲載された。これを機に「久松五勇士」の名が冠せられて顕彰され、「日本海海戦30周年記念」など「十五年戦争」を通して国民の戦意高揚に利用されている。二つめは、ドイツ商船救助にまつわる一連の展開である。1873(明治6)年、中国・福州～豪州・アデレイド間で貿易するドイツ商船が宮古島南岸沖合で座礁、嵐について救助された。3年後、ドイツ皇帝ヴィルヘルム一世は明治政府の同意を得て、宮古の中心・平良の港近い小丘に感謝の石碑を建立した。それから60年、これも「十五年戦争」の真只中である。1936(昭和11)年11月、主催は宮古郡教育部会だが、日独両国国旗の下、両国政府代表も列席して、「建碑(「救助」でない)60周年記念式典」が盛大に挙行された。救助地の宮古海岸には近衛文麿揮毫の「獨逸商船遭難之地」碑も建立される。この一連の事業にからめて救助当時の模様も新聞、ラジオ等から全国的に報道された。その旬日後、日独防共協定は締結されている。ナチスドイツとの軍事同盟は成るべくして成了ったかのように賞賛する報道である。

これよりさき文部省の小学校教材の全国公募に、宮古郡教育部会の「博愛」が一等当選した。ドイツ商船を救助し、手厚く介護して、無事帰国させたことを児童用にまとめたものである。37年4月、「博愛」(41年4月「宮古島の人々」に改題)は、国定教科書「修身」に掲載され、全国の児童が学ぶものとなった。同年11月、イタリアも参加して日独伊防共協定は締結され、ほどなく日独伊三国は世界を相手に第二次大戦へと突入していった。

おわりに

宮古は八つの島すべて隆起サンゴ礁から成りたっている。最高地でも 113 メートル、全体としてほぼ 100 メートル以下の平坦な島々である。地表を流れる川もなく表土浅く痩せ地で、大木は育ちにくく、建築用材、造船用材ともに八重山を供給地とする土地柄である。統治者を「豊見親」<sup>トウヨミヤ</sup>と尊称し「自立」した時代から、琉球王国の版図に入り、さらに薩摩藩支配下の「人頭税社会」を通じて形成された「宮古人気質」は、県内でもきわめて特異の存在のようである。

薩摩藩の琉球侵略後、宮古に生じた事柄を薩摩藩支配によるものだと識別して示すことは出来そうもない。しかし琉球王国が中国皇帝の冊封を受けつつも薩摩藩を介して幕藩体制下にあることから、近世の宮古の方は「人頭税」はじめ薩摩藩と無関係に論ずることもできないであろう。その顕著な事例は「宮古上布」である。貢納布としての宮古上布は琉球王国あるいは薩摩藩の要求によって織り出され、大名間の引き出物、あるいは大坂市場で「薩摩上布」の銘柄で捌かれたとも伝えられるほど精緻な織物である。しかし近代に入ってからさえその織り手—百姓の女性は牢獄のような織り場で囚人同様の苛酷な労働一圧政に耐えて生産に従事していたことを、上杉茂憲（「巡回日誌」）や 笹森儀助（『南島探験』）、一木喜徳郎（「取調書」）らが明記している。まして役人天国とも言える近世の宮古においては一層、思い半ばに過ぎるものがあろう。

廃藩置県後、宮古を訪れた明治政府の役人らが、他地域とは異なった宮古の特性について殆んど一致した見解「慄悍の気風」を伝えている。

1886（明治 19）.3.8 山縣有朋（内務大臣、のち総理大臣、枢密院議長、元老） 慄悍ノ状アリテ沖縄人ノ柔順ニ似ス（「南航日記」）

1893.7. 笹森儀助（青森県士族、のち奄美島司、青森市長） 沖縄島中稀ナル剽悍ノ氣風アル地（『南島探験』）

1894.2 一木喜徳郎（内務書記官、のち文部・内務・宮内大臣、枢密院議長） 宮古島民ノ八重山島民ニ比シテ慄悍ノ氣風アリ（「取調書」）

1910（明治 43）年には、「宮古郡民は難治の人民である野心満々たる人民である詰らぬ人民であるといふのは当局の口癖である然り吾郡民は難治の人民であり野心満々たる人民である併し難治の人民であり野心満々たる人民であるが故に詰らぬ人民であるとは謂はれまい否寧ろ我郡民は将来有為の人民であることを断言して憚らぬのである……」「……人民は中々活気あり氣骨あり奮闘力が充溢して居る……」（雲外生）と、その特性—「郡民性」自賛の投書が新聞に現れるほどである（「宮古郡当局の反省を促す」中、1910.6.10『琉球新報』）。

宮古史を初めて通史として体系化した慶世村恒任は、「豊見親の時代」であろうか、かつて「剛健」であった宮古人は、琉球国の版図に入って（薩摩藩の支配を通じて）360 余年、「民族の自滅！」「民族性の大きな欠陥を生じた」と慨嘆している。しかし他方では「宮古

人は、人のやることは皆嫌ひなんだ！」とも主張している（『宮古史伝』）。一見独善的に聞こえるこの言も「剛健」であったころの「自立自存」の気概を示しているのであろう。とかく何かにつけて今も言わわれがちな「直情徑行型」の宮古人気質であろうか。

近世末期の各種事件の頻発、近代に入ってからの「サンシー事件」や人頭税廃止運動、「久松五勇士」、その後の各種政治的、社会的抗争…など、当然のことながら、事を成すに当たっての必要なあらゆる情報の収集、分析、活用等の正否が事の成否を左右していることを教えている。時代的制約の厳しかった近代以前はともかく、いまや県内外はもとより、世界中のあらゆる情報があふれかえっている現在、事あるごとに権力のご都合主義に振りまわされて、民衆不在のまま歴史の歯車を逆転させないためにも、もっとも重視すべき視点であろう。

〈付記〉本稿は 2009 年 12 月 12 日（日）琉球大学で催された、琉球大学史学会主催「薩摩侵攻 400 年記念シンポジウム」で、標題にもとづく報告を整理したものである。当日主催者が配布したレジュメにそつてはいるが、時間の制約もあって十分に紹介できなかつた当日持参の資料をくわえてのまとめである。

当日の他の報告者は、池田榮史「薩摩侵攻 400 年を契機とした考古学界の動き」、高良倉吉「宮古・八重山統治の変容～琉球『近世体制』の形成を考えるために～」、里井洋一「近世琉球を教材とする自己形成～歴史学の方法と歴史教育」、弓削政己「薩摩藩統治後の島役人編成内容、権限、任命者について」、津波高志「相撲の奄沖文化」の 5 氏である。

#### 参考文献

- 沖縄県教育委員会『金石文～歴史資料調査報告書』v (1985)
- 「宮古島役所沿革小誌」「平良市史編集だより」21 号 (1988)
- 慶世村恒任『宮古史伝』 南島史蹟保存会 (1927)、復刻版・伊志嶺賢二 (1955)、吉村玄得 (1976)、富山房インターナショナル (2008)
- 五十嵐 力編『純正国語読本』卷一 早稲田大学出版部 (1929)
- 須藤利一編『南島』3 集 (1944)、復刻版・下地 馨 (1969)
- 稻村賢敷『宮古島庶民史』(1957)、新版 (1972) 三一書房
- 下地 馨『宮古の民俗文化』琉球出版会 (1975)
- 金城正篤『琉球処分論』沖縄タイムス社 (1978)
- 三木 健「山縣有朋の八重山巡視と辺境政策～山縣の『南航日記』と『復命書』を中心に」平良市史編さん委員会『平良市史』第 1 卷 通史編 1 古代～近代 (1979)
- 平良市史編さん委員会『平良市史』第 3 卷 資料編 1 前近代 (1981)
- 平良市史編さん委員会『平良市史』第 4 卷 資料編 2 近代 (1978)
- 平良市史編さん委員会『平良市史』第 8 卷 資料編 6 考古・人物・補遺 (1988)